

公益社団法人日本照明家協会

就業事故見舞金規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本照明家協会（以下「本会」という。）の正会員が、就業中に不慮の事故に遭い死亡した場合又は傷害を負った場合における当該会員に対する見舞金支給に関する事項を定め、正会員等の援護及び職場環境の向上を図り、もって、照明家の資質と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 正会員 本会定款第6条第2項第1号に規定する会員をいう。
- ② 就業中の事故 舞台、スタジオ、仮設現場その他業務に必要な場所において、当該場所の責任者が認めた作業時間内（勤務時間を定める場合は勤務時間内。業務遂行のために器材等を運搬する目的で車両にて移動している間も含む。）に起こった不慮の事故のことをいい、国外で発生した場合及び自然災害による場合も含む。

第3条（死亡見舞金）

正会員が、就業中の事故により死亡した場合、当該会員の法定相続人（法定相続人が複数あるときは、その代表者）は、死亡見舞金の支給を申請することができる。

- 2 前項の死亡見舞金の額は、10万円とする。
- 3 第1項の申請に際し、申請者は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上で、医師の死亡診断書の写し等を添付し、本部事務局に提出するものとする。

第4条（傷害見舞金）

正会員が、就業中の事故により傷害を負い、1週間以上の加療を要したときは、当該会員は、傷害見舞金の支給を申請することができる。

- 2 前項の傷害見舞金の額は、1万円とする。
- 3 第1項の申請に際し、申請者は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上で、医師の診断書の写し等を添付し、本部事務局に提出するものとする。

第5条（申請期間）

前2条にそれぞれ規定する見舞金支給の申請は、事故発生日より6か月以内に行わなければならない。ただし、6か月以内に行うことができない正当な理由がある場合はこの限りではない。

第6条（申請要件）

正会員（死亡の場合は法定相続人）は、被害の程度に応じて、第3条から第4条にそれぞれ規定する見舞金の支給を申請することができる。ただし、会費未納がある正会員については、この限りではない。

第7条（申請後の事務）

第3条及び第4条に規定する各申請を受けた本部事務局は、これを速やかに本部事務局長に報告するものとし、本部事務局長は、当該申請に係る見舞金支給の可否につき、執行理事会に上申する。

第8条（見舞金支給の可否の判断）

前条の上申を受けた執行理事会は、見舞金支給の可否につき速やかに協議し、支給の可否を判断する。

第9条（予算）

この規程における各見舞金の支払原資は、就業事故見舞金積立資産をもってこれに充てる。

- 2 前項の場合において、不測の事態により、就業事故見舞金積立資産をもって支払を賄えない場合は、理事会において協議するものとする。

第10条（収支の管理）

この規程における各見舞金の収支の管理は、本部事務局がこれを行う。

第11条（規程の変更）

この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

（附則）

この規程は、平成22年12月27日よりこれを施行する。

改定 平成25年5月21日

改定 平成26年9月17日

改定 平成 28 年 9 月 14 日

附 則

この規程の改定は、2023年11月21日より施行する（2023年11月21日理事会決議）。